

お客さま各位

株式会社 東日本銀行

保護預り規定の改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、下記のとおり保護預り規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1. 対象規定

| |
|----------------|
| 封緘保護預り規定 |
| セーフティケース保護預り規定 |

2. 改定日

2023年4月3日（月）

3. おもな改定内容

規定内容の表現変更

4. 各種規定の新旧対照表

各種規定の新旧対照表は、下記のとおりです。

封緘保護預り規定

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| 5. (届出事項の変更等) (1) 預り証や印章を失ったとき、または印章、名称、 <u>代表者</u> 、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 略（変更なし） | 5. (届出事項の変更等) (1) 預り証や印章を失ったとき、または印章、名称、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 略（変更なし） |
| 6. (<u>証書</u> 、印章の喪失時の取扱い) 預り証または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは預り証の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 | 6. (<u>預り証</u> 、印章の喪失時の取扱い) 預り証または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは預り証の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 |
| 10. (解約等) (1)、(2) 略（変更なし） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、 | 10. (解約等) (1)、(2) 略（変更なし） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、 |

| | |
|--|--|
| <p><u>借主</u>との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの封緘保護預りの利用を停止し、または<u>借主</u>に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで<u>封緘保護預りを明渡ししてください</u>。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① <u>借主</u>が封緘保護預りの使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② <u>借主</u>または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E 略（変更なし）</p> <p>③ <u>借主</u>または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～E 略（変更なし） (4)～(6)略（変更なし）</p> | <p><u>預け主</u>との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの封緘保護預りの利用を停止し、または<u>預け主</u>に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで<u>保護預り品を引き取ってください</u>。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① <u>預け主</u>が封緘保護預りの使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② <u>預け主</u>または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E 略（変更なし）</p> <p>③ <u>預け主</u>または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～E 略（変更なし） (4)～(6)略（変更なし）</p> |
|--|--|

セーフティケース保護預り規定

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>10. (<u>危険の負担率</u>)</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、<u>セーフティケース</u>の故障等が発生した場合には、セーフティケースへの物品の出し入れに応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)、(3) 略（変更なし）</p> | <p>10. (<u>損害の負担等</u>)</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、<u>保管施設</u>に故障等が発生した場合には、セーフティケースへの物品の出し入れに応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)、(3) 略（変更なし）。</p> |
| <p>12. (セーフティケースの修繕、移転等)</p> <p>セーフティケースの修繕、または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取り、またはセーフティケースの変更を求めたとき</p> | <p>12. (セーフティケースの修繕、移転等)</p> <p>セーフティケースの修繕、または<u>保管施設の修繕</u>、移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取り、またはセーフティケースの</p> |

| | |
|---|--|
| <p>は、直ちにこれに応じてください。</p> | <p>変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> |
| <p>14. (解約)</p> <p>(1) この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができます。解約の際は、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の書類に記名捺印のうえ、提出してください。なお、格納された物品すべてをお受取りのうえは、セーフティケースと正鍵を当行に返却してください。正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 略(変更なし)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティケースを明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 借主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E 略(変更なし)</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～E 略(変更なし)</p> <p>(4)～(6) 略(変更なし)</p> | <p>14. (解約)</p> <p>(1) この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができます。解約の際は、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の書類に記名捺印のうえ、提出してください。なお、格納された物品すべてをお受取りのうえは、セーフティケースと正鍵を当行に返却してください。正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 略(変更なし)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティケースを明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E 略(変更なし)</p> <p>③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～E 略(変更なし)</p> <p>(4)～(6) 略(変更なし)</p> |